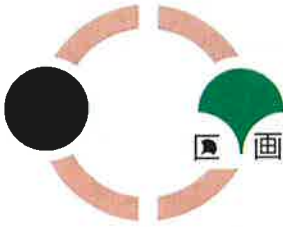


## 第44号

平成28年2月29日  
 東京都第二市街地整備事務所  
 中野区中野一丁目2番5号  
 第二市街地整備事務所ホームページ  
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/dainiseibi/index.html>



## 田 端

## 登記の書換えが完了しました

日頃より東京都市計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業に対してご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

前号(田端第43号)でお知らせしました換地処分に伴う土地及び建物の登記の書き換えが完了しましたので、平成28年1月28日付東京都公報において「登記完了の公告」を行いました。

換地処分公告の翌日から一般の登記手続が停止されていましたが、登記事務が再開されました。

(\*) 東京都公報は、東京都のホームページからご覧いただけます。  
<http://www.tokyoto-koho.metro.tokyo.jp/>

(\*) 東京都都市整備局ホームページ <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

## 今後のスケジュール

平成27年  
10月28日

換地処分公告

・換地処分公告の翌日に、従前の土地の権利が換地に移行し、清算金額が確定しました。

平成28年  
1月完了

土地建物登記の書換え

・施行者が登記所に申請し、土地・建物の登記を換地計画の内容に書き換えました(所在、地番、地目、地積及び家屋番号)。

平成28年  
3月下旬頃の予定

清算金の額の通知

・権利者別の清算金の額を通知します。

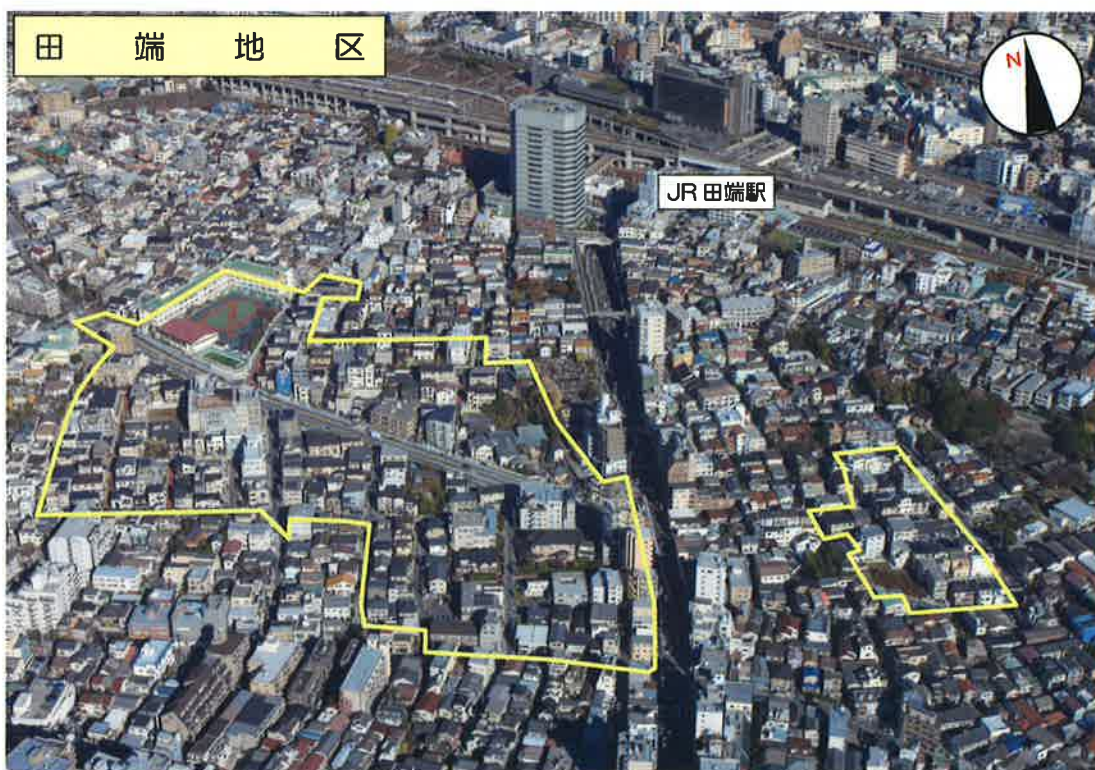
平成28年  
6月上旬頃の予定

清算金の徴収・交付

・清算金の徴収(分割第1回目)及び交付を行います。

## 清算金の徴収・交付事務にご協力ください

- ◆ 清算金の徴収・交付に必要な書類を平成28年3月下旬頃に発送する予定です。書類が届きましたら、必要な手続きに応じて書類を提出していただくようお願いいたします。  
なお、清算金の徴収（分割第1回目）及び交付は、平成28年6月上旬頃を予定しています。
- ◆ 換地処分の公告の日における土地所有者及び借地権者等以外の方が清算金を納付する場合、または清算金を受け取る場合は手続きが必要になります。手続きに必要な書類は、管理課調査清算係に用意していますので、ご連絡ください。
- ◆ 清算金額の通知やお知らせ等を確実にお届けするため、転居等で住所が変更になった場合は、管理課調査清算係までご連絡ください。
- ◆ 詳しくは、「換地処分通知」と一緒にお送りした冊子「換地処分通知のご案内」をご覧ください。



田端のお知らせは今回で最終号となります。権利者の皆様には、長年にわたりご理解、ご協力をいただきありがとうございました。

### 事業についてのお問合せ先

#### 【第二市街地整備事務所】

管理課調査清算係（清算金の徴収・交付事務に関すること） 電話 03(5389)5154

事業課田端換地係（換地処分等に関すること） 電話 03(5389)5163